

福岡市新歩行空間整備補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市新歩行空間整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、土地所有者等の協力が得られる民有地を使用することにより、歩行空間を整備する事業（以下「新歩行空間整備事業」という。）における、歩行空間内に存在する工作物等の移設（撤去・新設を含む。）又は撤去に要する費用を補助することにより、生活道路における交通安全環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 歩行空間

市長が民有地を無償で借地し、歩行の用として一般市民に供する空間をいう。

(2) 工作物等

歩行空間内に存在する塀、フェンス、看板等の工作物や、立木、又は歩行空間の地下に存在する水道管、污水管、ガス管等の埋設物、その他これらに類するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、歩行空間として利用するために市長と土地所有者が「土地使用に関する協定書」を締結した箇所に存在する工作物等を移設（撤去・新設を含む。）又は撤去する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるところによる。

(1) 工作物の移設

歩行空間内に存在する工作物を歩行空間外へ移設する費用。

(2) 立木の移植

歩行空間内に存在する立木を歩行空間外へ移植する費用。

(3) 工作物の撤去・新設

歩行空間内に存在する工作物の移設が困難な場合において、当該工作物を撤去し、当該工作物と同等の工作物を新たに歩行空間外へ設置する費用。

(4) 埋設物の移設

歩行空間内の地下に存在する埋設物を道路区域内と同じ基準に適合した位置まで移設する費用。

(5) 工作物の撤去、立木の伐採

歩行空間内に存在する工作物を撤去し、又は立木を伐採する費用。(工作物の撤去又は立木の伐採のみを行う場合、当該工作物又は当該立木そのものの価値に対する補償は行わない。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定した額とする。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 工作物等の所有者であること。
- (2) 営利活動を目的としない者であること。
- (3) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が前条第3号及び第4号の要件を確認するため、福岡県警察及び税務担当課へ照会するにあたり、申請者(申請者が法人等のときは、その役員)の個人情報を利用することに同意した上で、補助金交付申請書(様式第1号)を市長へ提出しなければならない。

2 工作物等の所有者と土地の所有者が異なる場合は、工作物等所有者と土地所有者双方で工作物等の移設(撤去・新設を含む。)又は撤去に関する協議を行い、双方合意の上で、補助金交付申請を行うものとする。

(補助金交付額)

第9条 市長は前条の規定により提出された補助金交付申請の内容が、適正なものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨及び補助金交付額を補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、当該通知の内容に不服があるときは、補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長へ提出することにより、当該通知の前提となった申請を取り下げることができる。

(補助金の請求)

第10条 前条第1項により補助金交付の決定を受けた者は、工作物等の移設(撤去・新設を含む。)又は撤去の完了後、事業実績報告書(様式第4号)及び請求書(様式第7号)を市長へ提出し、補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の報告及び請求を受けた場合は、事業実績調査確認書(様式第5号)により工作物等の移設(撤去・新設を含む。)又は撤去の完了を調査確認し、完了と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象事業を行った者へ通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 偽りその他不正の手段により前条の補助金の交付を受けた者がいるときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部をその者から返還させるものとする。

(適用除外)

第13条 この要綱の規定について、市長が適用を不相当と認める場合は適用しない。

附 則(平成26年4月1日)

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成29年4月1日)

(期間)

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。